

2017 年度博士論文（要旨）

明治・大正期の私学における大学昇格準備過程に関する研究

— 日本近代私立大学史再考 —

桜美林大学大学院

浅沼 薫奈

目 次

序 章	1
1. 研究の主題	1
2. 先行研究の検討	3
(1) 「大学」名称への転換に関する評価	3
(2) 「大学」名称期における政策的関心と課題	6
(3) 20世紀初頭の大学論及び私学像の展開	8
3. 研究の対象と方法	9
(1) 対象と方法の特色	9
(2) 資料の特色	13
4. 構成と概要	14
注	15
第1章 総合的私学における「大学」への志向	17
はじめに	17
第1節 慶應義塾大学	17
1. 慶應義塾の創設と福澤諭吉の教育理念	17
2. 「大学部」開設と学内制度の諸整備	20
3. 慶應義塾における「大学」名称転換の特色	25
第2節 早稲田大学	27
1. 東京専門学校 <small>（旧）</small> の創設と「大学」設立構想	27
2. 「大学」名称への転換	30
3. 早稲田大学における「大学」名称転換の特色	38
小 括	39
注	40
第2章 私立法律学校の躍進と「大学」への転換	44
はじめに	44
第1節 法政大学	45
1. 和仏法律学校の設立	45
2. 「和仏法律学校法政大学」の設立理念と実態	47
第2節 明治大学	50
1. 明治法律学校の設立理念とその特徴	50
2. 明治大学の「大学」名称獲得と大学昇格	52
第3節 中央大学	54
1. 英吉利法律学校の設立	54
2. 「東京法学院大学」の設立理念と実態	55
第4節 専修大学	57
1. 専修学校の設立理念とその特徴	57

2. 専修大学の「大学」名称獲得と大学昇格	58
第5節 日本大学	60
1. 日本法律学校の創設と特徴	60
2. 「日本大学」への改称と大学昇格	61
小 括	64
注	66
第3章 宗教系私学における「大学」の設立	68
はじめに	68
第1節 同志社大学	69
1. 新島襄の教育観と「私立大学」設立構想	69
2. 「大学」名称への転換とその特徴	73
第2節 立教大学	79
1. 立教学校の創設期における特徴	79
2. 「立教大学」の設立と大学昇格	82
第3節 上智大学	84
1. 「上智大学」の創設と特徴	84
第4節 駒澤大学	87
1. 曹洞宗大学林専門学本校の創設と特徴	87
2. 「曹洞宗大学」への改称とその特徴	88
第5節 大谷大学	89
1. 真宗大学寮の創設と特徴	89
2. 「真宗大学」への改称とその特徴	90
第6節 國學院大学	92
1. 國學院の創設と特徴	92
2. 「國學院大学」への改称とその特徴	94
小 括	95
注	98
第4章 単一学部の「大学」設立	99
はじめに	99
第1節 拓殖大学	101
1. 台湾協会学校の創設と特徴	101
2. 「大学」名称への変更とその特徴	103
3. 「拓殖大学」時代の新渡戸稲造	106
第2節 東洋大学	113
1. 哲学館の創設とその特徴	113
2. 井上円了と「大学」設立構想	115
3. 「哲学館大学」から「東洋大学」へ	117
小 括	119

注	1 2 0
終 章	1 2 2
1. 総括	1 2 2
(1) 「大学」名称獲得経緯に見られた特徴	1 2 2
(2) 「大学」名称期における私学の「大学像」	1 2 6
2. 今後の研究課題	1 2 8
引用（参考）文献	1 3 0
謝 辞	1 3 3

1. 本研究の主題

本研究は、明治後期から大正中期にかけて、私立専門学校が「大学」名称を名乗った時期を日本の私立大学形成の重要な時代としてとらえ、その解明を通じて、私立大学が実態としていかに準備されたかを究明し、改めて日本における私学像・大学像を捉え直すことをねらいとしている。

周知の通り、私立大学の制度的誕生は、1918（大正 7）年の「大学令」公布を待たねばならない。それまで、正式の大学は官立総合大学たる帝国大学のみで、私立と公立、そして官立であっても単科の機関は大学とは認められなかった。したがって、本研究の対象時期は、それに向かつての助走段階、準備期間に相当する。従来の研究では、概ねこの時期を私学の大学昇格要求への「緩衝措置」の段階と捉えてきた。確かに、行政史上で見れば、政府による緩衝的と言える処置であったことは事実である。しかし、「大学」名称期が私立専門学校にとって持っていた意味はそれだけに止まるものだろうか。ここで言う、本研究における「大学」名称期とは、私立大学が制度として確立していない時期に、私学が校名に「大学」名を冠する校名変更の申請をして認可を受けていた時期を指す。すなわち、大学令が公布される以前、具体的には 1902（明治 35）年から 1918（大正 7）年までの期間を指すものと定義することとする。

筆者がこれまで数多くの私学の学校沿革史に接してきた経験から見ると、この「大学」名称期こそが当該諸学校にとって専門学校から大学への実質的な転換点であったのではないかと考えられる。なぜならば、「大学」名称への転換を機に、私学は着実に学科課程の改善と充実を進め、施設を充足し、「大学」としての学内規定の制定・変更を推し進めていたからである。その背景を概観すれば、私学は個々に帝国大学を相対化し、それに対峙する理念をも宣明していたと見ることが出来るからである。

大学令が公布されて以降、仮に大正末年までを見れば、わずか 7 年余りの期間で私立大学数は 20 校を超え、帝国大学 5 校及び公立大学 4 校に比較して圧倒的多数となった。なぜ私立大学の設立認可がこのように急速に進んだのか。それは、私学における大学昇格準備がすでに、大学令公布段階でかなり進んでいたからではなからうか。そのように考えたとき、準備段階にあたる「大学」名称期とは、日本近代大学史全体においても重大な「前史」であったのだと考えられるのではないか。

大学令に基づく私学の大学昇格に際しては、多額の基本財産の供託（大学令第 7 条）や専任教員配置（同第 17 条）をはじめとする、私学の財政上では厳しい条件が付されていた。その条件をクリアし、なおかつ短期間での大学昇格はなぜ可能であったのだろうか。すなわち、このように見たとき、「大学」名称期の私学に関し、次のような仮説が成り立つのではないだろうか。

1) 大学像の模索；「大学」名称期とは、私立専門学校が高等教育機関として、「大学」とはどうあるべきかを考え、あるいは諸外国の体制から学び、帝国大学令以外の大学関係法令が出されていない（制約の少ない）段階において、大学令に先駆けて独自の大学モデルを模索し、教育理念や理想を追求した時期であったのではないか。ひいては、正規の大学への一步を踏み出すための、重要なステップとなったのではないか。

2) 私学理念の追及；理念について見れば、私学が改めて独自の私学像を自覚し表明したのがこの時期であり、多様化し増加する教育要求に自律的に対応し、機敏に変化してい

く私学ならではの運営方策が見いだされていったのではないか。

これらの仮説に基づき考察をすすめるならば、大学史における私学史の位置付けを明確にすることとなるだろう。

上記の仮説を検証するには、個別大学の事例に沿った実証的な分析を積み重ねることが不可欠である。私学の「大学」名称獲得から大学昇格に至るまでの、夫々の建学理念、教育方針、教育実態や制度の変化を検証することにより、同時期における日本の「大学」機能がいかに変容、分化、拡大したのかを分析し、それによってはじめて、私学の描いた具体的な大学像や私学像がどのようなものだったのかを浮かび上がらせることが可能となる。

同時期の日本は、日清戦争後から日露戦争を経て、大正デモクラシーの時代へと入っていく。日露戦争後の重工業の発展と国際経済への参入、国内の資本主義経済の拡大や都市化・産業化への胎動といった産業構造の変化等によって、中・高等教育人材の需要が急激な高まりを見せた。同時に、就学率の上昇と景気向上によって進学希望者が急増し、「大学」志向に拍車をかけることとなった。社会的には、デモクラシーの思潮や社会主義思想が青年たちを中心に広まり、社会問題となっていた。

以上のような風潮や社会変化のなかで、高等教育の拡大の大部分は私学によって担われた。それゆえに、一方で高等教育機関全体の量や質が政策的な関心ともなっていく。政治・経済・社会の多面にわたる転換期の中での、「大学」名への転換をはじめとする、私立専門学校の一連の変化が、私学自体及び高等教育機関全体に対してどのような実態上の変化と影響を与えたかを、社会的変化に即しつつ正確に捉えることが要求される。

明治後半から具体的に踏み出された高等教育制度改革は、上記の第一ステップを経て、大正期半ばの「大学令」公布をもって達成され、完成を見た。大正期の大学改革によってその後の大学の量的拡大が実現されたが、その急激な拡張は主として私学の「大学」認可という措置を通じてはじめて達せられたものであった。他方、これと併行して長期にわたる改革論議は、大学制度や学位制度のほか、大学の研究・教育・管理といった基本的諸制度の変容をもたらした。すなわち、私学の「大学」化とともに基本的な大学理念が構築されていった過程は、量的拡充を実現しただけでなく、「高等教育機関」から「大学」への制度的構造を含む質的転換が同時に行われたものでもあったわけである。

「大学」化は、私学内部にも大幅な量的拡充と質的変容をもたらした。学科の増改設や変容、施設・教員人事の充足、学生数の増加によって、より複雑で多様な内部構造が構築されていった。個々の大学によって経緯と事情は異なりつつも、「大学」としての自校の拡充を図ることは、組織の拡張を含む組織改革の契機となった。しかもそのプロセスは、政策的改革のみを見据えたものではなく、社会的要請や動向をにらむと同時に、私学間の連携や対抗意識などの要因にも深く影響されたものであった。

本研究は、大学昇格の準備段階にあった私学の実態を究明することを通じ、日本における私学像・大学像がどのように捉えられ、展開したかを再解釈しようとする試みでもある。

2. 研究の対象と方法

本研究で扱う時期は主として、1902（明治 35）年から 1918（大正 7）年までの 15 年あまりという、ごく限られた期間である。私立専門学校が「大学」名称への転換を図り、大学令によって制度上正規の大学として認められるまでの時期、とすることになる。この期

間に、それも私立専門学校が「大学」名称を冠したというポイントに焦点を絞って見ていくことで、大学史及び高等教育史の何が明らかになるのか。本研究のねらいは、「大学」名称期に個々の私学にどういった変化が現れたのか、その動態の解明を通じて、大学機能の変容と高等教育機関全体の構造的な変化とを読み取り、当時の私学における大学像・私学像を導き出すことにある。

大学昇格以前に「大学」名称を冠した私立大学は、統廃合された学校も含めて25校にのぼった。これらの私学を創設起源時の目的により大別すると次のようになる。

- 1) 高度かつ総合的な教育体制を目指した諸学校
 - 2) 法曹界を中心とし専門的職業人を養成しようとした諸学校
 - 3) キリスト教・仏教・神道といった宗教系諸学校
 - 4) 国家及び社会的な需要に応じることを目的としつつ単一学部を設けた新興の諸学校
- 本研究における構成は上記の分類に沿って章立てている。

また、本研究は個別私学の大学動態分析に立ち考察を進めるが、考究に当たって一貫して特に注目したのは次の6点である。

- 1) いつから、なぜ「大学」名称を求めたか。(名称獲得の「動機」)
- 2) 理念と学内合意はどう形成されたか。「大学への志向」は理念に含まれていたか。(誰のイニシアティブで、どの機関で行われたか)
- 3) 教員のレベル向上・変革はどのように行われたか。現職教員の海外派遣はいつから、どのようにして始まったか。(専任教員の配備・増員・有名学者の招聘など)
- 4) 組織・編制はどのように変化したか。(学部学科の導入及び分化拡大、財団(社団)法人制度の導入)
- 5) 卒業生の待遇は変化したか。(学位名称・資格付与など)
- 6) 科目選択制はいつ、どのように導入されたか。「大学」となるためのカリキュラム改革はどのように進められ、結果として学科課程はどう変化したか。(カリキュラム・ポリシー、教育内容・教育理念の変容)

これらの観点はすべて近代大学の理念に沿った変化であり、その変化を分析することによって、本研究の主題に迫ることとした。

3. 総括

上記の主題や方法に基づき、本研究では、近代日本における私立大学形成史の再考を目指し、私立専門学校の「大学」名称期の実態解明に努め、主に1890年代から1910年代までを通観した。

本研究は、私立大学が制度上正規の大学として認可される前の段階において、いかに「大学」として準備し成立していたかを、事例をもとに論証することを主たる目的としたものである。個別私立大学において保存整理されてきた多くの資史料と編纂された沿革史とを駆使することによって、「大学」への準備過程を相互に比較考察することとした。

振り返って見れば、本研究は次のようなごく素朴な仮説に基づき始まったものであった。

- 1) 旧制私立専門学校における「大学」準備は、大正期の大学令公布のかなり前に進んでいたのではないかと。すなわち、大学令に先駆け独自の大学モデルを模索し、教育理念や理想を追求した重要なステップとなった時期が、「大学」名称期であったのではないだろう

か。

2)「大学」名称へと転換するに当たり、私学は改めて独自の私学像を自覚し表明したのではないか。さらに言えば、私学ならではの運営方策を同時期に見出したのではないだろうか。

上記の仮説を検証する上で最も重視したのは、私学の立場に立ち、個別私学の内側から考察を進めることであり、個別私学がいつ「大学」を志向するようになり、いつどのように変化し、どのタイミングで何を模索したのかについて、個別事例を一つ一つ検討することであった。すなわち、結果的に本研究の目的は、先行研究によって論証されてきた私立大学の歴史を裏付けつつ、私学の位置や私立大学の歩んできた過程を私学の立場から総合的に再考することによって、日本近代大学史における私学の「復権」を示すことにあると思われる。

第1章では総合的私学における「大学」への志向を考察することを目的に、第1節では慶應義塾を事例として、福澤諭吉の教育観や初期慶應義塾の特色を究明し、「大学部」開設と学内制度や編制の整備過程を概観した後、「大学」名称獲得までの経緯に見られた特色を明らかにした。第2節では早稲田大学を事例として、創設時における「大学」設立構想を概観し、「大学」名称への転換と学内制度の諸整備や予科課程設置経緯等に見られた同校の特色を明らかにした。

第2章では私立法律学校の5校、法政大学、明治大学、中央大学、専修大学、日本大学を事例として、それぞれの創設理念や発展過程を概観し、特に「私立法律学校特別監督条規」や特権と、「大学」名称への転換過程との関係に着目し、そこに見られた特色を明らかにした。

第3章では宗教系私学の6校、同志社大学、立教大学、上智大学、駒澤大学、大谷大学、國學院大學を事例とし、それぞれの創設理念や発展過程を概観し、キリスト教系諸学校に衝撃を与えた「訓令十二号問題」や宗教教育との問題と、「大学」名称への転換過程との関係に着目し、そこに見られた特色を明らかにした。

第4章では単一学部を以て大学昇格を果たした拓殖大学と東洋大学とを事例とし、それぞれの創設理念や発展過程を概観し、単科大学が設立されるまでの経緯を私学側の立場から明らかにすることを試みた。

(1) 本研究によって明らかとなった私学における「大学」名称獲得経緯に見られた特徴は、主に次の4点にまとめられる。

第一に、「大学」への志向や構想はどのタイミングで見られたか。

慶應義塾大学及び早稲田大学が「大学」設立を具体的に志したのは、前者は明治20年前後の、創設から数えればすでに30年ほど経た頃であり、後者は創設時より大学創設を志し、帝国大学に対抗し得る私立大学設立を模索していた。両者は、数理に跨る学科課程の編成を目指したことは共通していたものの、創立理念や組織形成には大きな相違があった。慶應義塾の学園としての独特の共同体の形成は、中等教育から派生し、その後初等教育や高等教育を含み発展していった。「大学部」の創設は、帝国大学の発足が背景にあったにせよ、同校における共同体としての発展の一段階であった。一方、早稲田大学は「学の独立」を謳い、明治政府や政治を意識して設立された私学であり、当初より「大学」を自負する高

等教育機関として政治的専門知識を持つ青年養成を目指していた。

次に、法律系諸学校は総じて「大学」構想を抱いての創設ではなかった。「実学」の最たるものであった法律系諸学校の教育は、時代の変遷とともに次第に「大学」を志向するようになり、法政大学の例に見られたように、他の学校が「大学」名称とするならば、自校も「大学」としなければ発展を妨げるものになりかねないと考え、一律に「大学」へと進んでいったと言える。

宗教系私学のうち、特にキリスト教系諸学校の「大学」志向は、総じて創設段階からあったと言える。創設時から「私立大学」設立を志したという意味では、1975（明治 8）年創設の同志社の「大学」志向は先駆的であった。また、明治初年における「立教大学校」設置は、欧米の大学事情を踏まえて本国への報告書における「カレッジ」を「大学校」と訳したものであり明確な「大学」設立構想ではなかったが、大正期に至っての「上智大学」創設の場合は、「大学」名称を名乗ることは明確な「大学」設立を意味していた。一方、日本の伝統的な学校として発展してきた仏教系の「大学林」は、曹洞宗大学林に象徴されるように近代的「大学」志向とはまた別のものであった。仏教系諸学校における「大学」志向は、専門学校令公布に伴い、近代的教育機関としての存続をかけて出てきたものであった。他方、明治 20 年代に創設された國學院は創設時より、日本独自の「国文大学」設立を目指していた。

単科大学として大学昇格を果たすこととなる 2 校のうち、東洋大学（哲学館）は、創設直後より独自の「日本大学」の設立を模索していたが、拓殖大学には「大学」志向は見られず、明治 30 年代に入って創設された台湾協会学校は、「大学」への志向が薄弱であったという意味では法律系諸学校と同様であったと整理できるだろう。

以上から、私学における「大学」への志向、構想された時期にはそれぞれずれがあったが、創設者が去るなど学園として新たな展開を求めた時期に「大学」への積極的な志向が見られたと言える。また、創設時より「大学」を志していたとしても、多くの場合、その実現においては教育理念に新たな展開が必要とされたことも指摘しておかねばならない。その意味では、「大学」となるに当たり新しい「理想」を掲げる必要が私学側にはあった。

第二に、「財団（社団）法人」への移行はいつ行われたか。「大学」名称への変更と照らし合わせてみると、その変更はどの時期に見られたか。

専門学校令に基づき認可を受ける際は「私人ハ専門学校ヲ設置スルコトヲ得」（第 3 条）とされ、私立専門学校の設置者は私人、社団法人、財団法人の 3 つが混在したが、1911（明治 44）年の私立学校法改正によって私立専門学校設置者は財団法人であることが求められるようになり、後に大学令においては私立大学の設置者（経営主体）は、基本的に大学を維持運営が出来る収入を生む基本財産を持つ財団法人でなければならないと規定（第 6 条）されることとなった。法人化は私学の安定的な運営を示す一つの目安でもあり、結論から言えば、「大学」志向が当初からあった学校は、この法人設置への手続きに着手するのも意識的に早い傾向にあった。

法人化への流れは、財政問題とからみ「大学」名称への転換と深い関係にあったと同時に、学園全体を組織として改めてまとめていく意味を持っていた。また、明確な変化をもたらす法人化は、積極的な「大学」へ歩みを進める内外への意思表示であったとも言える。

第三に、私立諸学校が、私立専門学校となり、「大学」名称へと変更するために必要とされた条件のうち、予科及び大学部の開設は必須ではあったが、実は絶対条件ではなかった。例えば、大学部の修業年限を5年としても良く、予備教育を含む教育体系であれば、各校は自由に教育課程を定めることができた。

「大学部」開設の先駆者は、これまで何度も述べてきたように慶應義塾であり、1890（明治23）に設置された。修業年限は5年と定められていたが、1898（明治31）年にその教育内容を整備し、「大学部」修業年限5年のうち、前半2年は予科相当、後半3年間は専門教育を行うものと定義した。この体制は大学昇格時まで基本的に継続された。一方、早稲田大学における「大学部」開設は、1902（明治35）年からの「大学」名称への変更にあたって、専門部を大学部に改組するのではなく、専門部を残しながら修業年限3年の大学部を設置した。その後改めて予科課程開設について試行錯誤が行われ何度か制度が変更されたが、概ね1年半～2年程度の修業年限が定められた。

法律系諸学校の場合、法政大学では、「大学」名称への変更と同時に、「専門部」のほかに修業年限3年の「大学部」を設け、修業年限1年半の予科卒業生を受け入れるものとした。中央大学や日本大学も同様であった。中央大学は、「大学」名称への変更と同時に、「専門科（専門部）」（修業年限3年）「本科（大学部）」（修業年限3年）「予科」（修業年限1年半）を開設した。日本大学は、「大学」名称への変更と同時に、修業年限1年の「予科」課程と、それぞれ修業年限3年の「大学部」「専門部」を設置した。これらの3校に対して、明治大学は、予科課程を設けていない段階で「大学」名称への変更が認可されており、「明治大学」となって以降、「大学部」（修業年限3年）、「予科」（修業年限1年半）が設置された。同校では「大学部」「予科」は、それぞれ「大学本科」「高等予科」となるなど、その名称は度々変更されたが、5年ほどかけ「専門部」及び「大学部」制度の整備が進められた。一方、専修大学は、1906（明治39）年に大学部・専門部・高等予科へと学内編制を改めていたが、7年ほど経て1913（大正2）年に「専修大学」へと名称変更が行われた。

次に宗教系諸学校であるが、同志社大学は、1912（明治45）年に「同志社大学」へと改称した際に「予科」と同時に「大学部」を設けた。このとき「専門部」を併置しなかったことは特徴的であった。同様に、立教大学においても「大学部」開設時に「専門部」は残されなかった。同校は「大学」名称への変更を機に、「予科」「大学部」の開設を行った。一方、大正期に至って設立された上智大学では「大学部」は置かれず、予科2年本科3年の教育課程が設けられた。駒澤大学は、専門学校令下に置かれる際に、高等部2年と大学部3年とを設け、1905（明治38）年に「私立曹洞宗大学」へと名称変更する際に、「高等部」を予科相当の機関とし、「大学部」を「本科」へと変更した。大谷大学では、専門学校令公布以前の1901（明治34）年に「真宗大学」と名称変更しており、その折に予科2年、本科3年の体制を確立した。國學院大學では、1904（明治37）年4月に専門学校令による認可を受けた際、「大学部」として本科3年と予科2年とが設けられた。

他方、拓殖大学を見てみると、1918（大正7）年4月より「拓殖大学」へ名称変更した際、「大学部予科」1年、「大学部本科」3年、「専門部本科」3年がそれぞれ設けられた。東洋大学は1903（明治36）年10月より「私立哲学館大学」へ名称変更した際、「大学部」「専門部」を置き、大学部の修業年限を5年、専門部の修業年限を3年とし、「予科」は区分しなかった。なお、翌々年には「大学部」の修業年限は4年へと短縮された。

これら学科編成や学科目課程の変化は、総じて帝国大学をある程度模倣したものであったと言えるだろう。言い換えれば、帝国大学や慶應義塾が導入していたカリキュラム等は、高等教育機関である「大学」のわかりやすい基準であり、私学の「大学」へのステップをより明確に導いたものであった。また、上記に関連して、「大学教員」の配置はどのように行われたか。専任「大学教員」の育成は、慶應義塾及び早稲田大学が先行して海外への派遣を率先して行っていくが、この仕組みはしばらくの間、他の私立大学は追随できなかった。帝国大学教員や官僚系学者を講師として招聘する時代が、「大学」名称期も続いていくこととなった。

第四に、「大学」への名称が検討されると同時に、「学士」の称号が各校において卒業生へ与えられるようになっていった。

慶應義塾の場合は「大学部」の開設からすでに15年ほど経っていたが、1903（明治36）年になって専門学校令に基づく認可を受けると同時に「慶應義塾学士」の称号を授与するようになった。一方、早稲田大学の場合は1902（明治35）年の「大学」名称への転換と同時に、卒業生へ「学士」を授与するようになった。

法律系諸学校の場合も総じて、「大学」名称への転換を機に、「学士」の授与が検討されるようになっていった。明治大学では、1903（明治36）年の「大学」名称への転換とともに本科卒業生に対し「明治大学学士」の授与が開始され、専修大学の場合は、1913（大正2）年7月の「専修大学」への校名変更によって、「大学部」卒業生に対して「専修大学学士」の称号が授与されるようになった。日本大学においても同様で、「大学」名称への変更と同時に「大学部」卒業生に対し「日本大学学士」の称号が与えられることとなった。一方、法政大学や中央大学では「大学」名称よりも早く「学士」の授与が開始され、前者は1899（明治32）年より「高等科」卒業生に対し「和仏法律学学士」を授与することとしており、後者は1896（明治29）年より「高等法学科」の卒業生に「学士」に相当するとした「得業士」の授与を開始した。

宗教系諸学校の場合はどうであったか。同志社大学は1912（明治45）年の「大学」名称への変更に当たり「大学部」が設けられ、「学士」の授与が行われるようになった。一方、立教大学においては、大学昇格後より「学士」の授与が行われるようになり、上智大学においては専門学校令に基づく設立認可時より「上智大学学士」が授与された。仏教系の駒澤大学や大谷大学の場合も「学士」の称号の授与は大学昇格時まで行われなかったが、國學院の場合は、1905（明治38）年9月の「大学部」開設と同時に卒業生に対し「國學院学士」の称号が授与されるようになった。

拓殖大学における「学士」授与は1922（大正11）年の大学昇格以降、学則中に規定されるようになったが、一方、東洋大学においては1903（明治36）年に「哲学館大学」名への変更が認可されると、「大学部」卒業生に対しては「学士」、「専門部」卒業生に対しては「得業士」の称号を授与することとした。

以上から、大学昇格後にはじめて学士の授与が行われるようになった例も見られたが、何らかの意味で学士号授与への措置や動きがなかった例はなく、多くは「大学」名称を前後して相次いで行われるようになった。そもそも卒業生への学士号授与が大学昇格へのドライブだったことから当然であった。いずれにせよ、私立専門学校が「大学」名称を名乗り、「大学」を目指した背景には、学位授与の問題が絡んでいたことを指摘しておかねば

ならない。学士号授与の問題は、特権問題と並び、私学にとっても卒業生にとっても極めて重要な変化であった。

(2)「大学」名称期における私学の「大学像」とはどのようなものであったのだろうか。

「大学」名称期の私学は、実際のところ「大学」理念をどう宣明したのか。また、理想の大学を創ることは出来たのだろうか。「大学」名称期とは、私学にとってどのような意義を持つものであったのだろうか。

「大学」名称期の「私立大学」の原型は、やや極端に定義すれば、「帝国大学と類似の大学を創ることはなかった」と言えるだろう。私立専門学校における「大学」への過程において、制度や特典付与の側面においては、国や文部省の管轄下に置かれることが不可避ではあったが、強い国家管理体制下に置かれたわけではなかった。明治半ばまでに確立された帝国大学に対し、アメリカの近代カレッジに学んだ私学が「新たな大学像」を提示したのが明治後期のことであった。例えば、自校教員育成など慶應義塾や早稲田大学の例に見られたように、基本的にアメリカの大学（カレッジ）を理想としていたことはすでに述べてきた通りである。それらの取り組みは、近代日本における「大学像」の変容の可能性を示し、バリエーションを提示したものであった。

その意味で、1890（明治23）年の慶應義塾の「大学部」設置は画期的で独創的であった。慶應義塾における先駆的な試みはこれまで見てきた通りであるが、改めてその意義を整理すれば、帝国大学のシステムとは全く異なる、独自の一貫制の私立学園を建設したことにより、私学独自のシステム構築の可能性を示しことであり、初等教育からはじまる一貫教育は「大学部」卒業をもって初めて慶應義塾卒業と認められるように変更された。

一方、早稲田大学の例を見てみると、「大学」への過程においては、慶應義塾とはまた異なる性格を示していた。「大学」名称となることは、同校において「学ノ独立」を唱え邦語による教育を行ってきた創立理念からの転換、「大学部」開設により語学教育を強化する意味も含まれた。また、日本社会の発展により高等教育人材の需要が増したことを受け、学内組織を拡大する契機となった点も挙げられよう。同時に法人化を進め、総長・学長制度も順次導入された。「総合的」学問志向を以って創設された同校は、私学の中でも先駆的に「大学」化を進め、最大規模の学部学科編成をいち早く確立する。そのこと自体が同校における意義であったと言えるだろう。

法律系諸学校の場合はどうだったか。法律系諸学校は、何度も述べてきたように、創設時には「大学」設立や大学への移行を表明していなかった。一方で、「大学」改称への対応は素早いものであった。「早稲田大学」が1902（明治35）年に認可されると、専門学校令公布をはさみ、「東京法学院大学」「明治大学」「法政大学」と名称変更が続いた。

法学を教授することを目的に創設された私立法律学校にとって、創設時には大学建設はほとんど想定していなかった。ただ、教員の供給を官立諸学校に依存していたがために神田周辺に立地していた私立法律学校群は、その総合的な発展を果たすに当たって初めて「大学」への展開を志すようになった。すなわち、法学系私学が「大学」名称へと変更していった背景には、官立諸学校の補完的役割から脱却し、学校運営的な安定を図る意義があった。その意味で、一律に「大学」へ転換することが必須でありつつ、一方で学生獲得のための独自の教育課程編成の模索が必要となったのであった。加えて、私立法律学校におい

での「大学」への転換は、「昼間開講への伏流」といった動向に見られるように、創立理念の再考を特に必要とするものでもあった。

宗教系私学として取り上げた6つの学校は、大学モデルをどこに求めていたか。「大学」名称への変更は、どのような意義を持っていたらうか。

同志社英学校が新島の経験や思想からアメリカの大学にモデルを求めたことは明らかであった。また、明治10年代には立教学院が一時期「立教大学校」と名乗る例も見られ、キリスト教系の私立学校は総じてアメリカのカレッジをモデルとしたことから、カレッジを大学校と訳したものであったとされる。一方、仏教系の私立専門学校も同時期より「大学林」「大学寮」等と称して教育部門を独立させ、次第に高等教育機関を志向するようになった。ただし、これら宗教系の学校においては、名称と実態とは異なるもので、「大学」設立への具体的構想は示されてはいなかった。日本の伝統的教育機関の一つであった仏教系諸学校において「大学」への名称変更は近代教育制度への転換を意味するもので、普通教育を含む教育内容の拡大と教育組織の確立の意義があった。一方、明治20年代に入って神道系の皇典研究所内に國學院が設立されるに当たり、「私立国文大学」創設構想がかなり具体的に進められたが実現しなかった。同校は「大学」設立を創設時より想定しており、「我国固有の」教育機関を設立しようとしていた。しかし、「大学」設立にあたっては神道教育を教育課程上どのように取り扱うかが課題となった。すなわち、「大学」名称への転換は宗教教育とその他の学科目との関係が見直される契機となったと言えよう。「大学」名称への転換に当たって宗教系科目とその他の学科目との関係が見直されたが、これはキリスト教や仏教系の諸学校においても共通していた。閉鎖的教育から「僧俗共学」へと展開された仏教系教育に見られた例からも、宗教系諸学校の「大学」名称への転換は、幅広い教養の場となることを示すものとなった。

一方、日本独自の学問観によって「私立大学」設立を構想した東洋大学は、帝国大学とは異なる教育を行う「日本主義の大学」を目指し、神道、仏教、儒学を含んだ教育を行うとした構想であった。また、拓殖大学において「大学」名称を含み校名がしばしば変更されたのは、理念の展開、教育目的の多様化を意味していた。目的を少しずつ変化させてきたことを校名の変化によって表し、日本社会からの需要に応じてきた。もともと「大学」志向を示してはいなかったが、アジアへの植民政策への関心が強まっていく社会の変化に応じて、高等教育としての発展とともに「大学」名称へと転換していった。単科大学として大学昇格を果たすこととなる両校は、帝国大学での学問だけでは社会の需要を充たすことは出来ないと考え、「大学」名称期においてその理念を追求し、社会の需要に応じて変容していくことによって、社会から必要とされる学校となった。

大正期半ばに大学令が公布されて以降、こうして「大学」名称期に確立された私学の理念、発展はどのように変化していったのだろうか。「大学」名称期に掲げていたそれぞれの教育理念の実現は妨げられ、確立された「私立大学像」は崩れていったのかについては今後の研究課題の一つである。

引用（参考）文献

- 浅沼薫奈, 2000, 「拓殖大学戦前 50 年間における学部・学科、学科目、在学生徒数の変遷」『拓殖大学百年史研究』(5):1-29.
- 天野郁夫, 1989, 『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部.
- 天野郁夫, 2009, 『大学の誕生』(上・下) 中公新書.
- 天野郁夫, 2013, 『高等教育の時代』(上・下) 中公叢書.
- 伊藤彰浩, 1999, 『戦間期日本の高等教育』玉川大学出版部.
- 潮木守一, 1997, 『京都帝国大学の挑戦』講談社学術文庫.
- 大谷大学百年史編集委員会編, 2001, 『大谷大学百年史<通史編>』大谷大学.
- 大谷大学百年史編集委員会編, 2001, 『大谷大学百年史<資料編>』大谷大学.
- 海後宗臣編, 1960, 『臨時教育会議の研究』東京大学出版会.
- 学校沿革史研究部会編, 2013, 『学校沿革史の研究 大学編 1 テーマ別比較分析』(野間教育研究所紀要第 53 集)、財団法人野間教育研究所.
- 学校沿革史研究部会編, 2016, 『学校沿革史の研究 大学編 2 大学類型別比較分析』(野間教育研究所紀要第 47 集)、財団法人野間教育研究所.
- 慶應義塾編, 1907, 『慶應義塾五十年史』私立慶應義塾.
- 慶應義塾編, 1960, 『慶応義塾百年史』中(前) 慶應義塾.
- 慶應義塾編, 1983, 『慶應義塾 125 年』慶應義塾.
- 慶應義塾編, 1983, 『創立百二十五年 慶應義塾年表』慶應義塾.
- 慶應義塾編, 1983, 『慶應義塾大学医学部 60 年史』慶應義塾.
- 慶應義塾福澤研究センター編, 1986, 『慶應義塾社中之約束』慶應義塾福澤研究センター資料(2).
- 慶應義塾福澤研究センター編, 2004, 『慶應義塾社中之約束』(影印版) 慶應義塾福澤研究センター資料(9).
- 國學院大學校史資料課編, 1994, 『國學院大學百年史』(上・下) 國學院大學.
- 国立教育研究所編, 1974a, 『日本近代教育百年史 4 学校教育 2』教育研究振興会.
- 国立教育研究所編, 1974b, 『日本近代教育百年史 5 学校教育 3』教育研究振興会.
- 講座日本教育史編集委員会編, 1984, 『講座 日本教育史』第三卷 第一法規.
- 駒澤大学八十年史編纂委員会編, 1962, 『駒澤大学八十年史』駒澤大学.
- 駒澤大学九十年史編纂委員会編, 1972, 『駒澤大学九十年史』駒澤大学.
- 駒澤大学百年史編纂委員会編, 1983, 『駒澤大学百年史』(上・下) 駒澤大学.
- 佐志傳, 1984, 「会社、同社そして社中」『近代日本研究』(1):55-61.
- 佐藤能丸, 1991, 『近代日本と早稲田大学』早稲田大学出版部.
- 上智大学編, 1963, 『上智大学五十年史』学校法人上智学院.
- 専修大学編, 1981, 『専修大学百年史』(上・下) 専修大学.
- 専修大学の歴史編集委員会編, 2009, 『専修大学の歴史』専修大学.
- 拓殖大学六十年史編纂委員会編, 1960, 『拓殖大学六十年史』拓殖大学.
- 拓殖大学八十年史編纂委員会編, 1980, 『拓殖大学八十年史』拓殖大学.
- 拓殖大学百年史編纂室編, 2001, 『新渡戸稲造 ー国際開発とその教育の先駆者』拓殖大学.
- 拓殖大学百年史編纂委員会編, 2003, 『拓殖大学百年史 資料編』第 1 巻 拓殖大学.

- 館昭, 2015, 『東京帝国大学の真実 日本近代大学形成の検証と洞察』東進堂.
- 田中征男, 1978, 『大学拡張運動の歴史的研究 明治・大正期の「開かれた大学」の思想と実践』(野間教育研究所紀要第30集) 財団法人野間教育研究所.
- 中央大学百年史編集委員会専門委員会編, 2001, 『中央大学百年史 通史編』(上), 中央大学.
- 中央大学百年史編集委員会専門委員会編, 2005, 『中央大学百年史 資料編』, 中央大学.
- 寺崎昌男, 1992, 『プロムナード東京大学史』東京大学出版会.
- 寺崎昌男, 2000, 『日本における大学自治制度の成立 (増補版)』評論社.
- 寺崎昌男, 2007, 『東京大学の歴史 大学制度の先駆け』講談社学術文庫.
- 同志社五十年史編纂委員会編, 1930, 『同志社五十年史』同志社五十年史編纂委員会・同志社交友会.
- 同志社社史資料編集所編, 1979a, 『同志社百年史』通史編一 同志社.
- 同志社社史資料編集所編, 1979b, 『同志社百年史』資料編二 同志社.
- 東洋大学創立100年史編纂委員会編, 1988, 『東洋大学百年史 通史編』I 東洋大学.
- 井上円了記念学術センター「東洋大学小史」編集委員会編, 2000, 『ショートヒストリー 東洋大学』東洋大学井上円了記念学術センター.
- 利谷信義, 1965, 「日本資本主義と法学エリート (一)」『思想』(493):886-98.
- 利谷信義, 1965, 「日本資本主義と法学エリート (二)」『思想』(496):1376-91.
- 富田正文・土橋俊一編, 1970a, 『福澤諭吉全集』第七巻 岩波書店.
- 富田正文・土橋俊一編, 1970b, 『福澤諭吉全集』第一二巻 岩波書店.
- 中川米造・星新一, 1980, 『手当ての航跡』朝日出版社.
- 中野実, 1978, 「旧制大学の設置認可の内規について 一公文類聚からの紹介」『大学史研究通信』(11):112-6.
- 中野実, 1979a, 「史料解説 新渡戸稲造他『大学制度改正私見』」『東京大学史紀要』(2):102-9.
- 中野実, 1979b, 「大正期における大学改革研究試論」『大学史研究』(1):136-5.
- 中野実, 1983, 「教育調査会における大学制度改革に関する考察 一大正期における大学改革研究試論 (二)」『大学史研究』(3):64-77.
- 中野実, 1989, 「新渡戸稲造他『大学制度改正私見』(二)」『東京大学史紀要』(7):109-18.
- 中野実, 2003, 『近代日本大学制度の成立』吉川弘文文庫.
- 西沢直子, 2005, 「資料紹介 中津出身者宛小幡篤次郎書簡」『近代日本研究』(21):89-130.
- 日本大学百年史編纂委員会, 1997, 『日本大学百年史』第1巻 日本大学.
- 原輝史編, 1984, 『大学改革の先駆者橘静二 業は急ぐに破れ、怠るに荒む』行人社.
- 藤田大誠, 2009, 「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」『國學院大学 校史・学術資産研究』(1):1-47.
- 法政大学編, 1961, 『法政大学八十年史』法政大学.
- 法政大学百年史編纂委員会編, 1980, 『法政大学百年史』法政大学.
- 真辺将之, 2015, 「東京専門学校における接続問題と大学昇格問題」『近代日本研究』(31):73-108.
- 三井須美子, 1995, 「江木千之と臨時教育会議 (1) 教育調査会廃止の事情と経緯」『都留文科大学研究紀要』(42)集:41-59.

- 明治大学百年史編纂委員会編, 1986, 『明治大学百年史』第一卷史料編 I, 明治大学.
- 文部省編, 1979, 『資料 臨時教育会議』第四集 文部省.
- 吉川卓治, 2010, 『公立大学の誕生 近代日本の大学と地域』名古屋大学出版会.
- 立教学院百年史編纂委員会編, 1974, 『立教学院百年史』立教学院.
- 立教学院百二十五年史編纂委員会編, 1996, 『立教学院百二十五年史 資料編』第1巻 立教学院.
- 立教学院百二十五年史編纂委員会編, 1999, 『立教学院百二十五年史 資料編』第3巻 立教学院.
- 立教学院史資料センター編, 2007, 『立教大学の歴史』立教学院.
- 早稲田学会編, 1903, 『早稲田大学開校東京専門学校創立二十年記念録』早稲田学会.
- 早稲田大学大学史編集所, 1978, 『東京専門学校校則・学科担当資料』早稲田大学.
- 早稲田大学大学史編集所, 1978, 『早稲田大学百年史』第1巻 早稲田大学.
- 早稲田大学大学史編集所, 1981, 『早稲田大学百年史』第2巻 早稲田大学.
- 早稲田大学大学史編集所, 1987, 『早稲田大学百年史』第3巻 早稲田大学.